

リコロニー 安全上のご注意

ご使用前に「安全上のご注意」をよくお読みの上、リコロニーを安全に正しくお使いください。
リコロニーは専門施工が必要です。必ず施工は専門工業者が行ってください。お施主様ご自身で施工は行わないでください。

■誤った使い方をしたときに生じる危害や損害の程度を区分して、説明しています。

-  **警告** この表示の欄は、取扱いを誤った場合に、「死亡または重傷を負う可能性が想定される」内容です。
-  **注意** この表示の欄は、取扱いを誤った場合に、「人が傷害を負う可能性または物的損害が発生する可能性が想定される」内容です。

■お守り頂く内容を次の図記号で区分し、説明しています。

-  「してはいけない」内容です。
-  「必ず行って頂く」内容です。
-  気をつけて頂きたい「注意喚起」の内容です。

安全確保のための留意事項

	 施工中・施工直後の屋根材上の歩行 禁止 接着剤が硬化していない状態のリコロニー上を歩行すると、リコロニーがずれて、転倒・墜落につながるおそれがあります。 施工中・施工直後の屋根材上の歩行は避けてください。	 濡れた屋根材上の歩行 禁止 屋根材が濡れている状態、靴等に雨水・泥等がついた状態で歩行すると滑りやすく、転倒・墜落につながるおそれがあります。 濡れた状態の屋根材上の歩行は避けてください。
	 雪止め金具を足場や材料置き場として使用 禁止 雪止め金具を足場や材料置き場として使用すると、転落や落下のおそれがあります。雪止め金具を足場や材料置き場として使用しないでください。	
	 「リコロニー」は誘電性があります。感電事故の危険がありますので電気配線に注意してください。 必ず守る	 夏場等の日差しの強い時は、製品表面温度が高温になり、火傷のおそれがありますので注意してください。 必ず守る

飛散防止のための留意事項

	 接着剤の塗布不足 禁止 接着剤の塗布不足の状態では施工すると、強風時の飛散の原因となります。 所定の位置に接着剤を塗布して、既存屋根材にリコロニーを確実に接着してください。また、接着剤は必ず専用接着剤を使用してください。	 役物施工時の接着剤塗布不足 (Re差棟カバー、Reけらばカバー、Re谷カバー、Re雨押えカバー、Re雪止め金具Ⅱ) 禁止 接着剤の塗布不足の状態では施工すると、強風時の飛散の原因となります。 所定の位置に接着剤を塗布して、リコロニーや既存役物に確実に接着してください。また、接着剤は必ず専用接着剤を使用してください。
	 笠木および役物の留付け本数不足(棟包等を取替える場合) 禁止 ビス(釘)が所定の間隔で施工されないと、風で破損し飛散の原因となります。所定のビス(釘)を使用し、所定の間隔で先孔をあけた後に固定してください。	

雨漏れ防止のための留意事項

	 基準勾配未満への使用 禁止 基準勾配未満の場合は屋根材の裏面に廻る水が多くなり、雨漏れの原因となります。 屋根勾配は基準勾配以上で施工してください。	 最大流れ長さを超える屋根への使用 禁止 流れ長さが最大流れ長さの基準を超えた場合、軒先部での雨水量が増大して、屋根材の裏面に廻る水が多くなり、雨漏れの原因となります。各勾配ごとの最大流れ長さの基準を守って施工してください。
---	---	---

リコロニー施工前の留意事項

	 太陽光発電や太陽熱温水器が設置されている建物への施工 禁止 太陽光発電、太陽熱温水器下の補修および点検が行うことができず雨漏れの原因となります。この場合、リコロニーは施工できません。	
	 縁切りをしていない屋根材への施工 禁止 過去に再塗装を行っている既存屋根材で、縁切りされていない場合、リコロニーを上段の既存屋根材重なり部に差込むことができず施工できません。 リコロニー施工前に必ず縁切りをしてください。	 既存屋根面を洗浄せずに施工 禁止 既存屋根材を洗浄せずに施工すると、接着剤がきちんと密着せず、リコロニーの飛散や脱落等の原因となります。 必ず屋根面の高圧洗浄を行ってから施工してください。
	 濡れている屋根面への施工 禁止 既存屋根材が濡れていると、専用接着剤や塗料がきちんと密着せず、リコロニーの飛散や脱落、塗装不良等の原因となります。 必ず乾いた屋根面に施工してください。	 雨漏れや下地劣化(腐朽、たわみが大きい等)が発生している屋根への施工 禁止 既存屋根材の基本性能(防水性、耐風性能等)に問題がある可能性があります。この場合、リコロニーの施工はできません。 葺替えをご検討ください。

保管・運搬時および取扱い時の留意事項

		乱暴な荷扱い 禁止 次のような行為はしないでください。 リコロニーの変形や傷の原因となります。 ・リコロニーを放り投げる、または落とすこと ・リコロニーの上に人が乗る、または重量物を載せること ・リコロニーの片方をりん木やトラックのあおり等に載せて斜めに置き、保管や運搬をすること		パレットなしで荷揚げ 禁止 クレーンで荷揚げする際、パレットなしで荷揚げ(スリング等で直接持ち上げ)すると屋根材の変形や傷の原因となります。 クレーン等で荷揚げする際は必ずパレットがたわまないようにC形鋼や鉄パイプ等を使用して吊上げてください。
		1ケースあるいは開梱した商品は、必ず木端立てにして持運ぶ 必ず守る 1ケースあるいは開梱した商品を大きくたわませると、リコロニーの変形の原因となります。 持運びの時は必ず木端立てにして運んでください。		施工現場では必ず横置きで平積みにし、防水シートをかけて保管する 必ず守る ●斜めに立てかける保管は屋根材の変形の原因となります。 ●雨ざらしで保管すると錆の原因となります。 施工現場等では、必ずシートをかけて保管してください。

汚れ防止のための留意事項

		汚れた靴での屋根面の歩行 禁止 泥等で靴の裏が汚れたまま、屋根面を歩くと、表面の傷やへこみの原因となります。 汚れた靴で屋根材の上を歩かないでください。		リコロニー・役物に付着した汚れの、シンナー等の溶剤や金属ブラシ等でのふき取り 禁止 リコロニーや役物に付着した塗料・モルタル等をシンナー等の溶剤でふき取ったり、金属ブラシ等を使用すると変色や傷の原因となります。 リコロニーや役物に塗料やモルタル等が付着した場合は、Re現場仕上げ塗料(補修塗料)で補修してください。 汚れが広範囲の場合は、塗装(全面、当該面のみ等)を検討してください。リコロニーの差替えはできません。
		切断時の切粉はきれいに取除く 必ず守る 表面に付着した切粉は、もらい錆の原因にならないようにハケ等を使用してきれいに取除いてください。 切断は、板金ハサミや押切り切断工具を使用してください。		壁面等への塗装作業時は、屋根面を必ずシートで養生する 必ず守る 壁面等への塗装作業時にリコロニーや役物に塗料等が付着すると取れなくなります。また、シートを屋根表面に固定する際、粘着力の強いテープを使用すると、リコロニー化粧面のはく離やテープののり残りの原因となります。本体や役物に釘留めすると雨漏れや破損の原因となります。 塗装作業時は屋根面をシートで確実に養生してください。また、シートをかける際、本体や役物への釘打ちはしないでください。やむを得ず屋根表面にテープ固定する場合は、粘着力の弱いテープを使用してください。

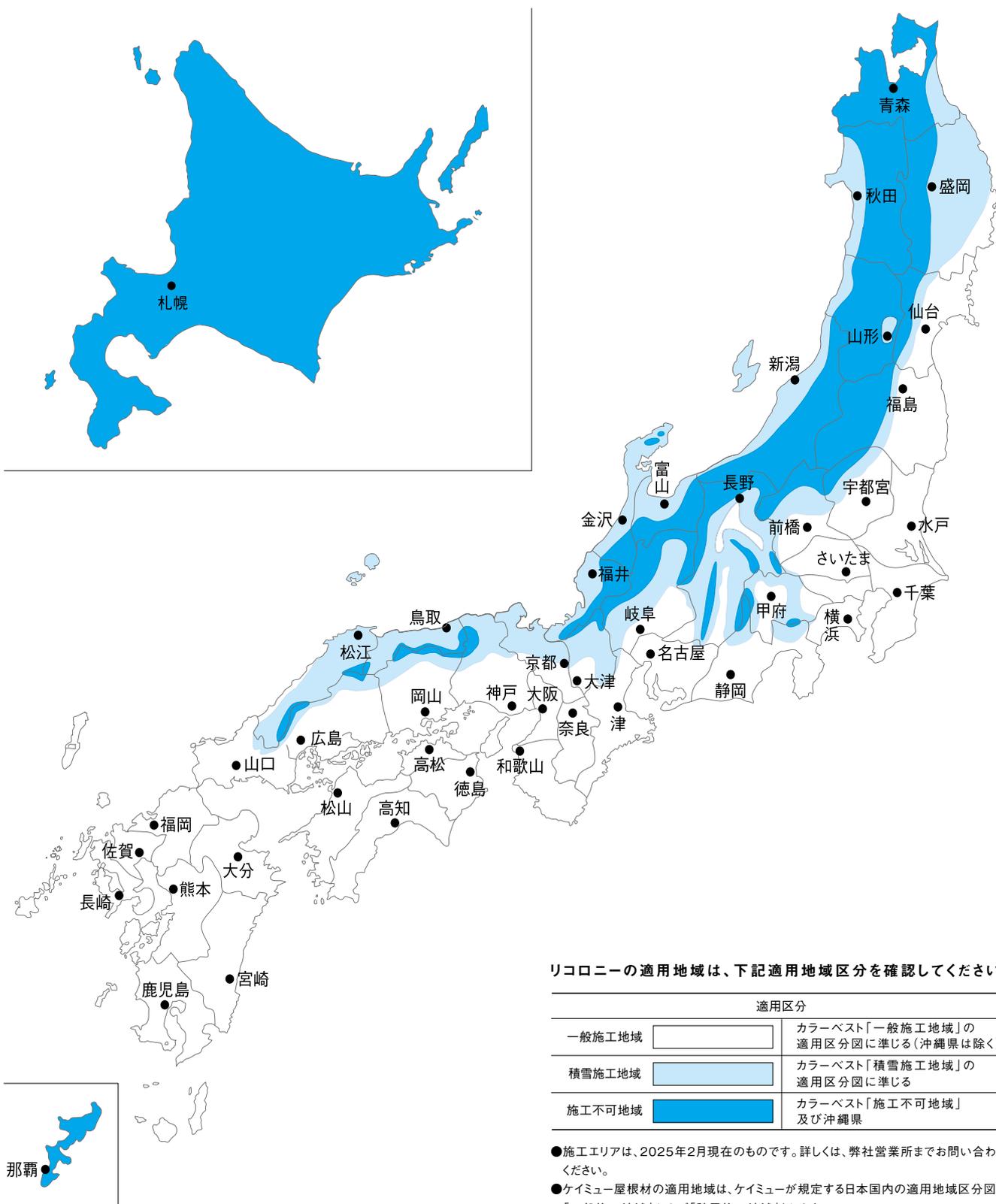
施工後の破損防止のための留意事項

		雪止め金具周辺部の歩行 禁止 雪止め金具をステップとして足を掛けて屋根を上ると雪止め金具の脱落や屋根材の変形の原因となります。 雪止め金具等は屋根足場としては使用しないでください。		役物・役物周辺部の屋根本体の踏み付け、歩行 禁止 役物・役物周辺部の屋根本体の上に乗ったり、歩行したりすると、変形や傷の原因となります。 役物・役物周辺部の屋根本体の上は、乗ったり歩行したりしないでください。
		養生板なしで足場設置 禁止 屋根面に足場を設置する場合、リコロニーに直接足場をたてると、リコロニーの破損の原因となります。 足場を組む場合は必ず養生板を敷き込んでください。その際、ジャッキベースの下にはゴムマットまたはコンパネ等を必ず使用してください。		足場から屋根面へ飛び降り 禁止 作業中、足場から屋根面へ飛び降りたり、物を落としたりすると変形や傷が生じ、雨漏れ等の原因となります。また、墜落の危険があります。 足場から屋根面への飛び降りはしないでください。
		雪止め金具の設置基準を守らない施工 禁止 雪止め金具に過度な積雪荷重がかかると雪止め金具脱落の原因となります。雪止め金具の留付けは設置基準を参考に決めてください。		屋根面はきれいに掃除する 必ず守る 作業中のゴミや切断時の切粉等を放置すると、汚れや錆の原因となります。 屋根面のゴミや切粉等はきれいに掃除してください。
		はしご設置時の当て木の使用 必ず守る はしごをかける際、当て木等をししないと、リコロニーや雨樋の破損の原因となります。また、はしごが滑り転倒するおそれがあります。 はしごをかける場合は、当て木を使い、かつ滑らないように固定してください。また、作業は必ず2人で行ってください。		

その他 留意事項

		酸化物質の影響が常時ある場所(温泉地域等)での使用 禁止 リコロニーやメタル役物を腐食させるおそれがあります。 周辺建物等の板金の状態を参考に判断してください。		異種金属との接触 禁止 異種金属との接触は電食が起こる場合があります。 異種金属との取合い(固定含む)には、絶縁等の十分な注意をしてください。
		銅系の薬剤を使用した防腐処理木材の使用 禁止 銅を含む防腐処理材を使用した木材等を用いた場合、リコロニーやメタル役物を腐食させるおそれがあります。 銅を含む防腐処理材を使用した木材等は使用しないでください。		悪天候下、気温5℃以下での専用接着剤の使用をさける 必ず守る 施工面が濡れていたり、気温が5℃以下と低い場合、接着不良となるおそれがあります。 気温が5℃以下の場合は、専用接着剤を車内等である程度温めて、施工面が濡れていない状態で塗布してください。

【1】適用地域



リコロニーの適用地域は、下記適用地域区分を確認してください。

- 施工エリアは、2025年2月現在のものです。詳しくは、弊社営業所までお問い合わせください。
- ケイミュール屋根材の適用地域は、ケイミュールが規定する日本国内の適用地域区分図の「一般施工地域」および「積雪施工地域」とします。
- 適用地域区分図は、気象庁観測の年間平均最深積雪量を参考にしてケイミュールが独自に作成したもので、建築基準法および条例に基づく垂直積雪量とは異なります。
- 詳細は弊社HPまたは弊社営業所までお問い合わせください。
- ご検討の地域が、区分線近傍にある等で判断が難しい場合は、厳しめの方の適用区分を用いてください。
- 適用区分に応じた基準を選定し、施工仕様を決めてください。
- 建物の設計（積雪荷重等）に際しては、その地域および建設する場所の積雪量を確認してください。

【2】適用既存屋根材

①適用商品

●適用できる既存屋根材は、クボタ・松下電工・ケイミー製の平形屋根スレートに限ります。 ※他社品は適用不可とします。

●クボタ・松下電工・ケイミー製の平形屋根スレートの適用可否については下表を確認してください。

※各商品の仕様に関しては、「リコロニー設計施工マニュアル」を参照してください。

適用商品	クボタ品	ノンスリット品	コロニアル、ニューコロニアル、コロニアルNEO [※] 、セイバリー、セイバリーNEO [※] 、ザルフガラス [※] 、グレイスノート、グレイスノートガラス、ルネッサI、アスコット、グリシェイド、グリシェイドNEO [※]
		スリット品	スベリアル、スベリアルNEO [※] 、スベリアルグランデ [※] 、スベリアルガラス、ジュネスI、ニュージュネス、ジュネスII、エボルバ、ルネッサII
	松下電工品	ノンスリット品	フルベスト20、フルベスト・リード、フルベスト・リードDX、フルベスト・リードII、フルベスト・リードストライプ、アレナ・ウーノ、アルデージュ・シンプル
		スリット品	アレナ・トレス、フルセラム玄昌・I型
	ケイミー品	ノンスリット品	コロニアルクアッド、コロニアルグランデ、コロニアルグランデガラス、コロニアルガラス、コロニアル遮熱ガラス、セイバリークアッド、セイバリーグランデ、セイバリーグランデガラス、セイバリーガラス、ニューザルフガラス、レイシャスガラス、ガラス600、グリシェイドクアッド、グリシェイドグランデ、グリシェイドガラス
		スリット品	スベリアルクアッド、スベリアルガラス、スベリアルグランデガラス、スベリアルIIガラス、スベリアルIIグランデガラス
適用不可商品	クボタ品	ノンスリット品	アーバンウェーブ、ザルフ
		スリット品	ランバート、ニューランバート、ミュータス、ニューミュータス、ミュータスNEO [※] 、アーバニー、ニューアーバニー、アーバニーガラス、
	松下電工品	ノンスリット品	フルベスト16、レサス [※] 、レサス・ウーノ(レサスDX) [※] 、エコ・シンプル [※] 、エコ・ウーノ(レサスECO18) [※] 、フルベスト24-05、フルベスト24-10、フルベストエース、フルベストエース24-10、ニューフルベスト24、ニューフルベストエース、フルベストリード24
		スリット品	レサス・トレス [※] 、シルバス、シルバス・ウーノ、シンフォニー [※] 、シンフォニーグランデ(シンフォニーDX) [※] 、ツインアート、エバンナ、アルデージュ、スカイピュア、フルセラム・玄昌II型、フルセラム・ヘシ、フルセラム・うろこ
	ケイミー品	スリット品	ブラウドガラス、ブラウドナチュラルガラス

※の商品はケイミーでも販売

②適用できる既存屋根材および役物の状態

●リコロニーによる屋根リフォーム施工法を行うためには、既存の屋根材や板金役物の状態がリコロニー施工に支障がないように下記条件を満たす必要があります。

項目	概要
既存屋根材	<ul style="list-style-type: none"> ●基材の割れや欠け、はく離、ずれ等がないこと。ただし、該当箇所を補修できれば適用可。 ●屋根材木口のすき間が概ね6mm以下(屋根材1枚分程度)であること。 ●耐風補強されていないこと。(接着剤併用施工法、2本ビス(釘)留め施工法、耐風クリップ施工法、等)
既存板金役物	<ul style="list-style-type: none"> ●穴あきや除去しきれない赤さびがないこと。 ●補修できない浮きやずれがないこと。 ●上記がある場合に、役物の取替えが可能であること。
既存雪止め金具	<ul style="list-style-type: none"> ●除去しきれない赤さびがないこと。 ●リコロニーを差込めない等で、リコロニーの施工に支障がないこと。
既存屋根の施工仕様	<ul style="list-style-type: none"> ●標準施工を逸脱した施工をしていないこと。 <ul style="list-style-type: none"> ●既定の葺き足を伸ばした屋根材の施工 ●けらばののぼり木が取付けられていない 等

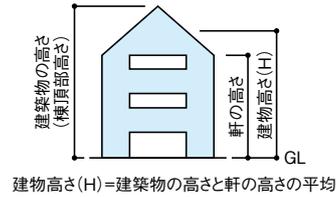
[3]適用建築物

●下記条件を満たす建築物とします。

※太陽光パネルや太陽熱温水器等が設置されている建築物は施工不可とします。

建築構造	木造軸組、木造枠組、鉄骨造、RC造
適用高さ	建物高さ(H)10m以下*1
屋根形状*2	屋根面が平面である屋根のみ
耐震性	専門家*3による構造耐力の安全性の確保がなされた物件

[図1] 高さの定義



*1 建物高さは、建築物の高さと軒の高さの平均高さとし、(1m未満は切上げ) 10mを超える場合は弊社営業所までお問合せください。

*2 むくり、反り、葺甲、円形等の曲面屋根、等には適用できません。

*3 専門家とは、建築士や建築専門の有資格者や設計事務所、建築会社、工務店、リフォーム専門業者、各自治体が実施している耐震診断士の講習を受けた人等です。

[4]適用勾配および最大流れ長さ

(一般施工地域)

●現行グランネクスト/カラーベストの「勾配と最大流れ長さの基準」のうち、「標準基準A」(下表参照)に準じます。

既存屋根材の種類	勾配	2.5/10以上	3/10以上	3.5/10以上	4/10以上	4.5/10以上	5/10以上	6/10以上	
		ノンスリット品	流れ長さ	切妻、片流れ	7m以下	10m以下	13m以下	16m以下	20m以下
		寄棟	5m以下	7m以下	10m以下	13m以下	16m以下		
スリット品	流れ長さ	切妻、片流れ	施工不適			10m以下	13m以下	16m以下	20m以下
		寄棟				7m以下	10m以下	13m以下	16m以下

(積雪施工地域)

●現行グランネクスト/カラーベストの「勾配と最大流れ長さの基準」の「標準基準」(下表参照)に準じます。

既存屋根材の種類	勾配	3/10以上	3.5/10以上	4/10以上	4.5/10以上	5/10以上	5.5/10以上	6/10以上	
		ノンスリット品	流れ長さ	施工不適	10m以下	13m以下	16m以下	20m以下	
	寄棟	7m以下	10m以下		13m以下	16m以下			
スリット品	流れ長さ	切妻、片流れ	施工不適			7m以下	10m以下	13m以下	16m以下
		寄棟				5m以下	7m以下	10m以下	13m以下

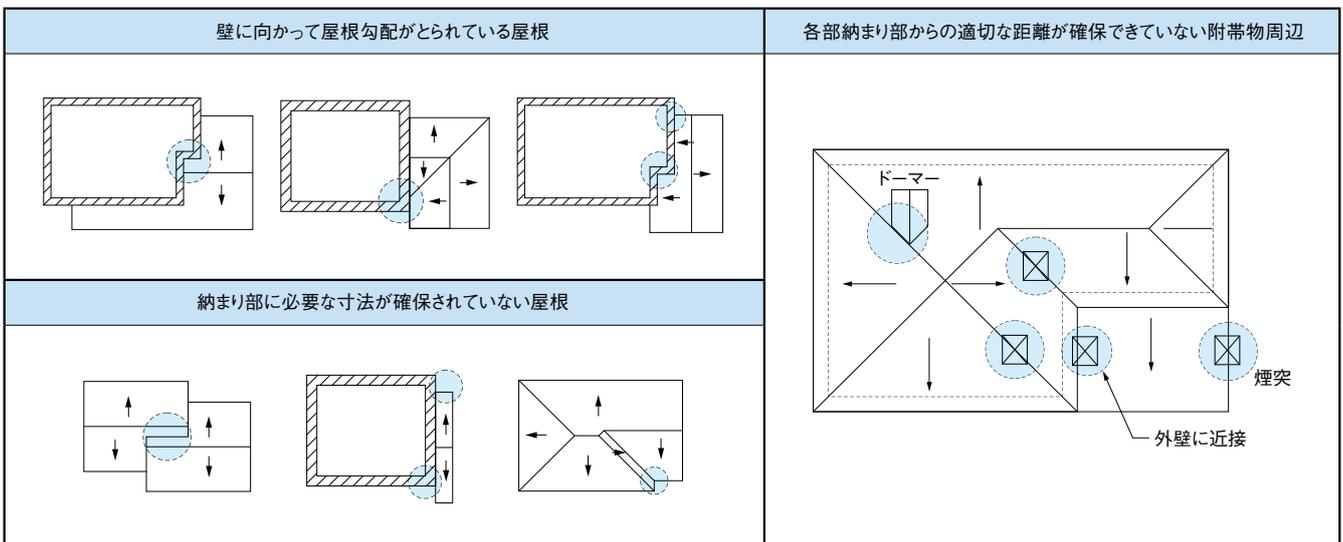
※ノンスリット品:屋根材の露出部分にスリットが入っていない商品(例:コロニアル)
スリット品:屋根材の露出部分にスリットが入っている商品(例:スペリアル)

[5]その他の留意事項

●事前調査で、下地状況の確認をしっかり行ってください。下記のような状態があれば、リコロニーの施工はできません。

- ①屋根面の波打ち(1820mmあたり10mm以上)
- ②軒先部の垂れ
- ③雨漏れや結露の発生
- ④構造材や野地板の不具合(腐朽、たわみ等)
- ⑤その他、既存屋根性能に支障をきたすような下地劣化状況

●特に、下図のような、雨仕舞が困難な屋根形状、各部納まり部(棟・谷等)からの適切な距離を確保できていない附帯物(トップライト・ドーマー等)周辺等は、雨漏れ発生や板金役物の著しい劣化が懸念されます。



法令関連

- 屋根に限らずリフォーム工事に際しては、建築基準法や労働安全衛生法、その他関係する法律や規則を遵守する必要があります。
- 主なものは下表の通りです。

項目	概要	問合せ先
確認申請	木造建築物のリフォームにおいても、増築・改築・移転を伴う場合等、着工前に確認申請が必要になる場合があります。	所轄の特定行政庁 (建築主事)
防火規制等の法規制	防火規制、容積率、斜線規制等、現行の法令に対して既存不適格となっている場合は、リフォーム時に適正化させる必要があります。	
石綿対策	既存屋根材に石綿含有商品が使用されている場合、解体工事等では「石綿障害予防規則」に準じて適正に取扱う必要があります。	都道府県労働局や各地の 労働基準監督署
廃棄物処理	建設リサイクル法や産業廃棄物処理法に基づき、各地の行政からの指導や指示に従い、適正に取扱う必要があります。	所轄の特定行政庁 (建築主事)
積載荷重の増加*	リフォームにより屋根重量が増加する場合は、建物耐力の確認が必要となるケースがあります。	建築士等の専門家

※積載荷重の増加について

- リコロニーによるリフォームを行った場合、重量が約14kg/坪増加します。(本体のみの重量、役物は含みません)
- 対象建築物の耐震性等の構造耐力に問題がないことを、事前に専門家(※1)に確認してください。
- ※1 専門家とは、建築士や建築専門の有資格者や設計事務所、建築会社、工務店、リフォーム事業者、各自治体が実施している耐震診断士の講習を受けた人等です。

施工仕様概要

- リコロニーによる屋根リフォーム施工法は、既存屋根を洗浄した後、リコロニーを専用接着剤で既存屋根材に接着する工法です。
- 対象建築物の耐震性等の構造耐力や下地の健全性、既存屋根の基本性能(防水性・耐風性等)に問題がないこと、雨漏れ・結露発生等の不具合発生のないことが前提となります。
- 各部位の既存役物については再塗装を基本としますが、部位によっては取替えやカバー部材取付けの方法もあります。

各部位の設定仕様は、下表を確認してください。

- ※役物に赤さび等の腐食が認められる場合は、赤さび等の腐食部分除去後の再塗装またはカバー部材取付け、あるいは役物の取替えが、役物に穴あき等の腐食が認められる場合は、役物の取替えが必要となります。役物の取替えができない部位で、役物取替えが必要と判断される場合は、葺替えを検討してください。
- ※雪止め金具を新規で設ける場合は、Re雪止金具IIをご用意しています。

○:適用可 ×:適用不可 -:設定なし

部 位	主な使用役物	施工仕様			
		再塗装	取替え	カバー部材取付け	
				使用部材	
軒先部	軒先水切	○	×	-	
けらば部	けらば水切	○	×	○	Reけらばカバー
平棟部	棟 包	○	○	-	
	換気棟	○	○	-	
隅棟部	棟 包	○	○	-	
	棟コーナー	×	×	○※1	Re差棟カバー
谷 部	谷 板	○	×	○	Re谷カバー
壁取合い部	桁方向	○	×	○	Re雨押えカバー
	流れ方向	○	×	○	Re雨押えカバー

- ※1 隅棟部の既存仕様が棟コーナーの場合は、Re差棟カバーを使用した納まりのみとなります。
(既存の棟コーナーにリコロニーを差込みません。また、撤去することもできないため、再塗装や取替えはできません。)

地域・規模および用途による建物制限の概要

【1】地域・規模による建物制限

屋根耐火構造 屋根準耐火構造

用途	地域	延床面積 (㎡) 階数	S≤100	100<S≤500	500<S≤1000	1000<S≤1500	1500<S≤3000	3000<S
			木造	全地域	4階建以上	建物:耐火建築物 屋根:耐火構造 屋根材:該当する地域(法62条、法22条地域)の規制に適合した屋根材(不燃材料、飛び火性能認定品)		
防火地域	3階建	建物:耐火建築物 屋根:耐火構造 屋根材:該当する地域(法62条、法22条地域)の規制に適合した屋根材(不燃材料、飛び火性能認定品)						
	1・2階建	建物:イ準耐※1 屋根:30分準耐火構造 屋根材:不燃材料または法62条飛び火性能認定品						
準防火地域	3階建	建物:準防戸建3階仕様 屋根材:不燃材料または法62条飛び火性能認定品						
	1・2階建	屋根材:不燃材料または法62条飛び火性能認定品						
法22条区域	3階建	屋根材:不燃材料または法22条飛び火性能認定品						
1・2階建	屋根材:不燃材料または法22条飛び火性能認定品							
その他	1・2・3階建	規制無し						
不燃構造	防火地域	3階建以上	建物:耐火建築物 屋根:耐火構造 屋根材:該当する地域(法62条、法22条地域)の規制に適合した屋根材(不燃材料、飛び火性能認定品)					
	防火地域	1・2階建	建物:口準耐2号※2 屋根材:不燃材料または法62条飛び火性能認定品					
		1・2階建	建物:耐火建築物 屋根:耐火構造 屋根材:該当する地域(法62条、法22条地域)の規制に適合した屋根材(不燃材料、飛び火性能認定品)					
	準防火地域	4階建以上	建物:口準耐2号※2 屋根材:不燃材料または法62条飛び火性能認定品					
		3階建	建物:口準耐2号※2 屋根材:不燃材料または法62条飛び火性能認定品					
	1・2階建	屋根材:不燃材料または法62条飛び火性能認定品						
	法22条区域	1階建以上	屋根材:不燃材料または法22条飛び火性能認定品					
その他	1階建以上	規制無し						

【2】特殊建築物の地域・規模による建物制限

●特殊建築物のうち、共同住宅・店舗・学校の地域・規模による建物制限について概略を示します。

共同住宅※4の屋根

用途	地域	延床面積 (㎡) 階数	S≤100	100<S≤500	500<S≤1000	1000<S≤1500	1500<S≤3000	3000<S
			木造	全地域	4階建以上	建物:耐火建築物 屋根:耐火構造 屋根材:該当する地域(法62条、法22条地域)の規制に適合した屋根材(不燃材料、飛び火性能認定品)※3		
防火地域	3階建	建物:耐火建築物 屋根:耐火構造 屋根材:該当する地域(法62条、法22条地域)の規制に適合した屋根材(不燃材料、飛び火性能認定品)※3						
	1・2階建	建物:イ準耐※1 屋根:30分準耐火構造 屋根材:不燃材料または法62条飛び火性能認定品						
準防火地域	3階建	【用途が下宿、共同住宅、寄宿舎の場合】建物:イ準耐のうち木3共相当 屋根:30分準耐火構造 屋根材:不燃材料または法62条飛び火性能認定品 【用途が上記以外(病院、児童福祉施設等)の場合】建物:耐火建築物 屋根:耐火構造						
	1・2階建	屋根材:不燃材料または法62条飛び火性能認定品 2階用途床面積≥300㎡または延床面積>500㎡ ⇒建物:イ準耐※1 屋根:30分準耐火構造 屋根材:不燃材料または法62条飛び火性能認定品						
法22条区域	3階建	【用途が下宿、共同住宅、寄宿舎の場合】建物:イ準耐のうち木3共相当 屋根:30分準耐火構造 屋根材:不燃材料または法22条飛び火性能認定品 【用途が上記以外(病院、児童福祉施設等)の場合】建物:耐火建築物 屋根:耐火構造						
	1・2階建	屋根材:不燃材料または法22条飛び火性能認定品 2階用途床面積≥300㎡⇒建物:イ準耐※1 屋根:30分準耐火構造 屋根材:不燃材料または法22条飛び火性能認定品						
その他	3階建	【用途が下宿、共同住宅、寄宿舎の場合】建物:イ準耐のうち木3共相当 屋根:30分準耐火構造 屋根材:延床面積>1,000㎡の場合、上記構造に加えて不燃材料で葺くまたは法22条飛び火性能認定品で仕上げる 【用途が上記以外(病院、児童福祉施設等)の場合】建物:耐火建築物 屋根:耐火構造※3						
	1・2階建	規制無し 2階用途床面積≥300㎡⇒建物:イ準耐※1 屋根:30分準耐火構造 屋根材:延床面積>1,000㎡の場合、上記構造に加えて不燃材料で葺くまたは法22条飛び火性能認定品で仕上げる						
不燃構造	全地域	4階建以上		建物:耐火建築物 屋根:耐火構造 屋根材:該当する地域(法62条、法22条地域)の規制に適合した屋根材(不燃材料、飛び火性能認定品)				
	防火地域	3階建	建物:耐火建築物 屋根:耐火構造 屋根材:該当する地域(法62条、法22条地域)の規制に適合した屋根材(不燃材料、飛び火性能認定品)					
		1・2階建	建物:口準耐2号※2 屋根材:不燃材料または準不燃材料で法62条飛び火性能認定品					
	準防火地域	3階建	【用途が下宿、共同住宅、寄宿舎の場合】建物:イ準耐のうち木3共相当 屋根:30分準耐火構造 屋根材:不燃材料または法62条飛び火性能認定品 【用途が上記以外(病院、児童福祉施設等)の場合】建物:耐火建築物 屋根:耐火構造					
		1・2階建	屋根材:不燃材料または法62条飛び火性能認定品 2階用途床面積≥300㎡または延床面積>500㎡ ⇒建物:口準耐2号※2 屋根材:不燃材料または準不燃材料で法62条飛び火性能認定品					
	法22条区域	3階建	【用途が下宿、共同住宅、寄宿舎の場合】建物:イ準耐のうち木3共相当 屋根:30分準耐火構造 屋根材:不燃材料または法22条飛び火性能認定品 【用途が上記以外(病院、児童福祉施設等)の場合】建物:耐火建築物 屋根:耐火構造					
		1・2階建	屋根材:不燃材料または法22条飛び火性能認定品 2階用途床面積≥300㎡⇒建物:口準耐2号※2 屋根材:不燃材料または準不燃材料で法22条飛び火性能認定品					
	その他	3階建	【用途が下宿、共同住宅、寄宿舎の場合】建物:イ準耐のうち木3共相当 屋根:30分準耐火構造 【用途が上記以外(病院、児童福祉施設等)の場合】建物:耐火建築物 屋根:耐火構造					
		2階建	規制無し 2階用途面積≥300㎡⇒建物:口準耐2号※2 屋根材:不燃材料または準不燃材料で法22条飛び火性能認定品					
		1階建	規制無し					

※1 木造で準耐火建築物を造る場合はイ準耐が一般的です。

※2 不燃構造で準耐火建築物を造る場合、口準耐2号が、屋根、外壁の構造の自由度が最も高くなります。

※3 地域が「その他」の場合、耐火構造に加えて、不燃材料または法22条飛び火性能認定品。

※4 建築基準法別表第一(二)項に属する用途の建築物のうち、下宿、共同住宅、寄宿舎、病院、児童福祉施設等。

●下表は建築基準法の制限に依る概略を示しています。建築基準法においてはより細部に関する条項が設けられている場合や、自治体においては条例による制限が設けられている場合があります。可否判断については、申請をされる建築主事または民間の指定確認検査機関に事前にご確認ください。

店舗(※4)の屋根

屋根耐火構造 屋根準耐火構造

用途	地域	延床面積(m ²) 階数	S≤100	100<S≤500	500<S≤1000	1000<S≤1500	1500<S≤3000	3000<S
木造	全地域	4階建以上	建物:耐火建築物 屋根:耐火構造					
	防火地域	3階建	建物:耐火建築物 屋根:耐火構造					
		1・2階建	建物:イ準耐(※1) 屋根:30分準耐火構造 屋根材:不燃材料または法62条飛び火性能認定品	屋根材:該当する地域(法62条、法22条地域)の規制に適合した屋根材(不燃材料、飛び火性能認定品)※3				
	準防火地域	3階建	建物:イ準耐(※1) 屋根:30分準耐火構造 屋根材:不燃材料または法62条飛び火性能認定品					
		1・2階建	屋根材:不燃材料または法62条飛び火性能認定品	建物:イ準耐(※1) 屋根:30分準耐火構造 屋根材:不燃材料または法62条飛び火性能認定品				
	法22条区域	3階建	2階用途床面積≥500㎡⇒建物:イ準耐(※1) 屋根:30分準耐火構造 屋根材:不燃材料または法22条飛び火性能認定品					
	1・2階建	屋根材:不燃材料または法22条飛び火性能認定品	2階用途床面積≥500㎡⇒建物:イ準耐(※1) 屋根:30分準耐火構造 屋根材:不燃材料または法22条飛び火性能認定品					
その他	1・2階建	規制無し					2階用途床面積≥500㎡⇒建物:イ準耐(※1) 屋根:30分準耐火構造 屋根材:延床面積>1,000㎡の場合、上記構造に加えて不燃材料で葺くまたは法22条飛び火性能認定品で仕上げる	
不燃構造	全地域	4階建以上	建物:耐火建築物 屋根:耐火構造					
	防火地域	3階建	建物:耐火建築物 屋根:耐火構造					
		1・2階建	建物:口準耐2号(※2) 屋根材:不燃材料または準不燃材料で法62条飛び火性能認定品	屋根材:該当する地域(法62条、法22条地域)の規制に適合した屋根材(不燃材料、飛び火性能認定品)				
	準防火地域	3階建	建物:口準耐2号(※2) 屋根材:不燃材料または準不燃材料で法62条飛び火性能認定品					
		1・2階建	屋根材:不燃材料または法62条飛び火性能認定品	建物:口準耐2号(※2) 屋根材:不燃材料または準不燃材料で法62条飛び火性能認定品				
	法22条区域	3階建	2階用途床面積≥500㎡⇒建物:口準耐2号(※2) 屋根材:不燃材料または準不燃材料で法22条飛び火性能認定品					
	1・2階建	屋根材:不燃材料または法22条飛び火性能認定品	2階用途床面積≥500㎡⇒建物:口準耐2号(※2) 屋根材:不燃材料または準不燃材料で法22条飛び火性能認定品					
その他	1・2階建	規制無し					2階用途床面積≥500㎡⇒建物:口準耐2号(※2) 屋根材:不燃材料または準不燃材料で法22条飛び火性能認定品	

学校(※5)の屋根

用途	地域	延床面積(m ²) 階数	S≤100	100<S≤500	500<S≤1000	1000<S≤1500	1500<S≤3000	3000<S
木造	全地域	4階建以上	建物:耐火建築物 屋根:耐火構造					
	防火地域	3階建	建物:耐火建築物 屋根:耐火構造					
		1・2階建	建物:イ準耐(※1) 屋根:30分準耐火構造 屋根材:不燃材料または法62条飛び火性能認定品	屋根材:該当する地域(法62条、法22条地域)の規制に適合した屋根材(不燃材料、飛び火性能認定品)※3				
	準防火地域	3階建	建物:イ準耐のうち木3学相当 屋根:30分準耐火構造	屋根材:不燃材料または法62条飛び火性能認定品				
		1・2階建	屋根材:不燃材料または法62条飛び火性能認定品	建物:イ準耐(※1) 屋根:30分準耐火構造 屋根材:不燃材料または法62条飛び火性能認定品				
	法22条区域	3階建	建物:イ準耐のうち木3学相当 屋根:30分準耐火構造	屋根材:不燃材料または法22条飛び火性能認定品				
	1・2階建	屋根材:不燃材料または法22条飛び火性能認定品	用途床面積≥2,000㎡⇒建物:イ準耐(※1) 屋根:30分準耐火構造 屋根材:不燃材料または法22条飛び火性能認定品					
その他	3階建	建物:イ準耐のうち木3学相当 屋根:30分準耐火構造	屋根材:不燃材料または法22条飛び火性能認定品で仕上げる					
不燃構造	全地域	4階建以上	建物:耐火建築物 屋根:耐火構造					
		3階建	建物:耐火建築物 屋根:耐火構造					
	防火地域	1・2階建	建物:口準耐2号(※2) 屋根材:不燃材料または準不燃材料で法62条飛び火性能認定品	屋根材:該当する地域(法62条、法22条地域)の規制に適合した屋根材(不燃材料、飛び火性能認定品)				
		3階建	建物:イ準耐のうち木3学相当 屋根:30分準耐火構造	屋根材:不燃材料または法62条飛び火性能認定品				
	準防火地域	1・2階建	屋根材:不燃材料または法62条飛び火性能認定品	建物:口準耐2号(※2) 屋根材:不燃材料または準不燃材料で法62条飛び火性能認定品				
		3階建	建物:イ準耐のうち木3学相当 屋根:30分準耐火構造	屋根材:不燃材料または法22条飛び火性能認定品				
	法22条区域	1・2階建	屋根材:不燃材料または法22条飛び火性能認定品	用途床面積≥2,000㎡⇒建物:口準耐2号(※2) 屋根材:不燃材料または準不燃材料で法22条飛び火性能認定品				
その他	3階建	建物:イ準耐のうち木3学相当 屋根:30分準耐火構造	用途床面積≥2,000㎡⇒建物:口準耐2号(※2) 屋根材:不燃材料または準不燃材料で法22条飛び火性能認定品					
その他	1・2階建	規制無し					用途床面積≥2,000㎡⇒建物:口準耐2号(※2) 屋根材:不燃材料または準不燃材料で法22条飛び火性能認定品	

※1 木造で準耐火建築物を造る場合はイ準耐が一般的です。
 ※2 不燃構造で準耐火建築物を造る場合、口準耐2号が、屋根、外壁の構造の自由度が最も高くなります。
 ※3 地域が「その他」の場合、耐火構造に加えて、不燃材料または法22条飛び火性能認定品。
 ※4 建築基準法別表第一(四)項に属する用途の建築物、マーケット、料理店、飲食店、物品販売店舗等。
 ※5 建築基準法別表第一(三)項に属する用途の建築物、学校、体育館、スポーツ練習場、美術館等。